

令和6年度 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における
健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、毎年度決算に基づき、健全化判断比率の4指標と公営企業ごとの「資金不足比率」を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされた。

健全化判断比率

	令和5年度比率	令和6年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
			財政健全化計画の策定、総務大臣、知事への報告が必要	財政再生計画の策定必要、地方債の起債制限等
実質赤字比率	なし (実質黒字 6.33%)	なし (実質黒字 5.92%)	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	なし (実質黒字 21.03%)	なし (実質黒字 21.65%)	20.00%	30.00%
実質公債費比率	8.6%	8.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	41.7%	38.3%	350.0%	
資金不足比率	— (%)	— (%)	20.0%	

